

**改正**

平成9年9月26日規則第56号

平成10年2月25日規則第4号

平成10年5月8日規則第40号

平成10年5月29日規則第41号

平成10年7月31日規則第45号

平成10年9月28日規則第52号

平成11年3月29日規則第59号

平成11年9月24日規則第98号

平成12年3月27日規則第13号

平成12年9月25日規則第67号

平成13年9月20日規則第64号

平成13年12月21日規則第73号

平成14年9月27日規則第56号

平成17年7月28日規則第59号

平成17年9月22日規則第130号

平成18年1月6日規則第40号

平成18年4月25日規則第76号

平成18年11月6日規則第111号

平成18年12月22日規則第117号

平成19年3月30日規則第20号

平成19年9月26日規則第68号

平成19年9月26日規則第76号

平成19年11月7日規則第77号

平成20年2月4日規則第1号

平成20年12月5日規則第73号

平成21年2月9日規則第5号

平成21年3月31日規則第30号  
平成21年11月24日規則第60号  
平成22年11月4日規則第55号  
平成23年11月22日規則第54号  
平成24年3月27日規則第28号  
平成24年6月29日規則第63号  
平成24年12月26日規則第105号  
平成25年11月21日規則第46号  
平成26年4月1日用字用語整備施行  
平成26年10月1日規則第62号  
平成26年11月21日規則第71号  
平成27年3月23日規則第11号  
平成27年6月12日規則第53号  
平成27年12月28日規則第103号  
平成28年12月20日規則第76号

#### 高松市市営住宅条例施行規則

高松市市営住宅条例施行規則（昭和39年高松市規則第24号）の全部を改正する。

（趣旨）

**第1条** この規則は、高松市市営住宅条例（平成9年高松市条例第47号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

**第2条** 削除

（単身入居のための市営住宅）

**第3条** 高齢者等（条例第6条第2項に規定する高齢者等をいう。以下同じ。）が単身で入居することができる市営住宅の規格は、1戸の床面積の合計（共同住宅においては、共用部分の床面積を除く。）が55平方メートル未満の住宅で市長が別に定めるものとする。

（特定公共賃貸住宅の入居者資格）

**第4条** 条例第8条の特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成5年建設省令第16号。以下「特賃法施行規則」という。）第26条に規定する入居者資格のうち、同条第4号の特別の事情は、次のとおりとする。

- (1) 市営住宅建替事業又は改良住宅建替事業による市営住宅の除却
  - (2) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条の規定に基づく都市計画事業、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第3条第3項若しくは第4項の規定に基づく土地区画整理事業又は都市再開発法（昭和44年法律第38号）第2条の2第3項の規定に基づく市街地再開発事業の施行に伴う住宅の除却
  - (3) 土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条（同法第138条第1項において準用する場合を含む。）の認定を受けている事業又は公共用地の取得に関する特別措置法（昭和36年法律第150号）第2条に規定する特定公共事業の施行に伴う住宅の除却
  - (4) 国が定めるシルバーハウジング・プロジェクトに係る生活援助員による福祉サービスの提供
- 2 特賃法施行規則第26条第4号及び第5号の市長が定める額は、同条第4号及び第5号に規定する上限の額とする。
  - 3 特賃法施行規則第26条第5号に規定する市長が定める基準は、市長が別に定めるものとする。  
（入居の申込み）

**第5条** 市営住宅（特定公共賃貸住宅を除く。）に入居しようとする者は市営住宅入居申込書（様式第1号）を、特定公共賃貸住宅に入居しようとする者は特定公共賃貸住宅入居申込書（様式第1号の2）を市長に提出しなければならない。

（公開抽選及び入居予定者の決定）

**第6条** 市長は、条例第11条から第13条までの規定による公開の抽選においては、当該抽選に係る入居の申込みをした者を少なくとも2人立ち合わせるものとする。この場合において、当該抽選に係る入居の申込みをした者が立ち合わないときは、当該抽選の事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。

- 2 市長は、入居予定者又は入居補欠者として決定した者に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。
- 3 入居予定者として決定された者は、市長が指定する期限までに次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。
  - (1) 住民票の写し
  - (2) 収入（特定公共賃貸住宅にあつては所得）を証明する書類
  - (3) 婚姻予約証明書（婚姻の予約者が同居する場合に限る。）

- (4) 市税を滞納していないことを証明する書類
- (5) 暴力団員でないことを確約する書面
- (6) 前各号に掲げるもののほか、入居者資格の判定上市長が必要と認める書類

4 入居予定者として決定された高齢者等は、前項に規定するもののほか、身体障害者手帳の写し、精神障害者保健福祉手帳の写し、療育手帳の写し、戦傷病者手帳の写し、原子爆弾被爆者特別手当証書の写し、福祉事務所長又は福祉事務所を設置しない町村の長の証明書その他の条例第6条第2項各号のいずれかに該当することを明らかにすることができる書類を提出しなければならない。

5 市長は、高齢者等が条例第6条第2項ただし書に規定する者に該当するかどうかについては、前項の証明書を発行した福祉事務所長若しくは福祉事務所を設置しない町村の長又は学識経験者等の意見を聴いた上で判定するものとする。

6 市長は、条例第15条第1項の審査を受け、認められた入居予定者に対しては、市営住宅入居予定者決定通知書（様式第2号）によりその旨を通知するものとする。

（条例第13条の特に居住の安定を図る必要がある者）

**第7条** 条例第13条の特に居住の安定を図る必要がある者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 同居する18歳未満の児童が3人以上有る者
- (2) 配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び婚姻の予約者を含む。以下同じ。）のいない女性で、現に20歳未満の児童を扶養しているもの
- (3) 60歳以上の者
- (4) 条例第6条第1項第2号に規定する現に同居し、又は同居しようとする親族（以下「同居親族」という。）が60歳以上である者
- (5) 次のアからウまでのいずれかに該当する心身障害者である者

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障害の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める1級から4級までのいずれかに該当する者として記載されている者

イ 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により交付を受けた戦傷病者手帳に身体上の障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2に定める特別項症から第6項症までのいずれか又は同法別表第1号表ノ3に定める第一款症に該当する者と

して記載されている者

ウ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所が判定した知的障害者のうち、重度若しくは中度の知的障害者と判定された者又は知的障害者以外の者で、精神保健センターの長若しくは精神科の診療に経験を有する医師により重度若しくは中度の知的障害者と同程度の精神的障害を有していると判定されたもの

(6) 同居親族が前号アからウまでのいずれかに該当する心身障害者である者

(入居補欠者の有効期限)

**第8条** 条例第14条の入居補欠者の資格の有効期限は、当該市営住宅に係る次回の入居の公募を告示する日の前日とする。

(請書)

**第9条** 条例第15条第2項第1号の請書は、様式第3号によるものとする。

(入居の許可)

**第10条** 条例第16条第1項の規定による入居の許可は、市営住宅入居許可書（様式第4号）により行うものとする。

(入居指定日から入居する日までの期間)

**第11条** 次の各号に掲げる者に係る条例第16条第2項の市長が定める期間は、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 入居者 10日以内

(2) 同居親族（婚姻の予約者を除く。） 10日以内（疾病その他市長がやむを得ないと認める事由があるときは、30日まで延長することができる。）

(3) 婚姻の予約者 3か月以内

(入居の許可等の取消し)

**第12条** 市長は、条例第15条第4項の規定により入居予定者の決定を取り消すときは市営住宅入居予定者決定取消通知書（様式第5号）により当該入居予定者に、条例第16条第2項及び第43条第1項の規定により入居の許可を取り消すときは市営住宅入居許可取消通知書（様式第6号）により当該入居者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による通知を行うに当たり、当該通知を受けるべき者の住所、居所その他の通知をなすべき場所が不明の場合は、入居予定者の決定又は入居の許可を取り消す旨、取消し

の理由、取消しの期日その他必要な事項を告示する。この場合において、当該告示を行った日から14日を経過した日に当該通知が相手方に到達したものとみなす。

(同居者の異動)

**第13条** 入居者は、当該入居者と同居している者に異動があったときは、市営住宅同居者異動届(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(同居手続)

**第14条** 入居者は、条例第18条の承認を得ようとするときは、市営住宅同居承認申請書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けた場合は、実情を調査し、同居しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、同居を承認するものとする。

- (1) 入居者又は同居者に扶養され、又は看護されている入居者の3親等内の親族
- (2) 入居者又は同居者を扶養し、又は看護している入居者の3親等内の親族
- (3) 入居者又は同居者の配偶者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特別の事情があると認める者

3 前項の規定にかかわらず、第1項の申請が次の各号のいずれかに該当する場合にあっては、市長は、同居を承認しない。ただし、入居者又は同居者が病気にかかっていること等市長が特別の事由があると認めるときは、同居を承認することができる。

- (1) 同居の承認による同居の後の入居者に係る収入が条例第6条第1項第3号に規定する金額(改良住宅等にあつては、条例第7条第3項の規定により読み替えて準用する条例第6条第1項第3号に規定する金額)を超えるとき。
- (2) 入居者又は同居者が条例第43条第1項各号(第9号を除く。)の規定に該当するとき。
- (3) 同居しようとする者が、市長がやむを得ない事情があると認める場合を除き、市税を滞納しているとき。
- (4) 同居しようとする者が同居することにより、当該同居を希望する市営住宅が狭あいとなり、衛生上又は風教上不適当な居住状態となるとき。
- (5) 同居しようとする者が、暴力団員であることが判明したとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が市営住宅の管理上支障があると認めるとき。

4 前項ただし書の場合において、市長は、当該承認に期限を付すことができる。

5 市長は、第2項又は第3項ただし書の規定により同居を承認するときは、市営住宅同居承認書

(様式第9号)により当該申請をした者に通知するものとする。

(承継手続)

**第15条** 入居者と同居していた者は、条例第19条の承認を得ようとするときは、市営住宅承継入居承認申請書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けた場合は、実情を調査し、入居の承継を承認するときは、市営住宅承継入居承認書(様式第11号)により当該申請をした者に通知するものとする。

3 条例第15条第2項から第4項までの規定は、前項の規定により承認を得た者について準用する。この場合において、同条第2項中「前項の審査を受け、認められた入居予定者」とあるのは「第19条の承認を得た者(次項及び第4項において「承継者」という。)」と、同条第3項及び第4項中「入居予定者」とあるのは「承継者」と読み替えるものとする。

(住替え手続)

**第16条** 入居者は、他の市営住宅への入居を希望するときは、市営住宅住替え承認申請書(様式第12号)を市長に提出し、その承認を得なければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けた場合は、条例第5条各号に掲げる事由及び市長が別に定める事由のいずれかに該当するか否か実情を調査し、住替えを認めるときは、市営住宅住替え承認書(様式第13号)により当該申請をした者に通知するものとする。

3 条例第15条第2項から第4項までの規定は、前項の規定により承認を得た者について準用する。この場合において、同条第2項中「前項の審査を受け、認められた入居予定者」とあるのは「市営住宅の住替えの承認を得た者(次項及び第4項において「住替え承認者」という。)」と、同条第3項及び第4項中「入居予定者」とあるのは「住替え承認者」と読み替えるものとする。

(連帯保証人等の変更)

**第17条** 入居者は、条例第17条第2項又は第3項の規定により連帯保証人を変更しようとするときは、連帯保証人変更承認申請書(様式第14号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けた場合は、内容を審査し、連帯保証人の変更を認めるときは、連帯保証人変更承認書(様式第15号)により当該申請をした者に通知するものとする。

3 条例第17条第4項の規定による連帯保証人の住所又は氏名の変更の届出は、連帯保証人住所・氏名変更届(様式第16号)により行うものとする。

(収入の申告)

**第18条** 条例第21条第1項の規定による収入の申告は、収入申告書(様式第17号)により行うもの

とする。

(収入等の認定及び使用料の額の通知)

**第19条** 市長は、条例第21条第3項の規定により認定した収入の額及び条例第20条第1項又は第5項の規定により算定した使用料の額を、同条第1項の市営住宅に係るものにあつては収入認定・市営住宅使用料決定通知書(様式第18号)により、同条第5項の更新住宅に係るものにあつては収入認定・更新住宅使用料決定通知書(様式第18号の2)により、当該入居者に通知するものとする。ただし、条例第21条第1項の規定による入居者からの収入の申告がない場合において、条例第37条の規定による請求を行ったにもかかわらず、入居者がその請求に応じないときは、条例第20条第1項ただし書に規定する使用料の額を市営住宅使用料決定通知書(様式第18号の3)により、同条第5項ただし書に規定する使用料の額を更新住宅使用料決定通知書(様式第18号の4)により、当該入居者に通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、条例第21条第3項の規定により認定した収入の額に基づき入居者を収入超過者として認定するときは、当該収入の額、条例第30条第1項の規定による認定及び条例第32条第1項又は第3項に規定する使用料の額を、収入認定・市営住宅使用料決定・収入超過者認定通知書(様式第19号)により条例第30条第1項第1号に掲げる入居者に、収入認定・更新住宅使用料決定・収入超過者認定通知書(様式第20号)により同項第2号に掲げる入居者(改良住宅の入居者を除く。)に通知するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、市長は、条例第21条第3項の規定により認定した収入の額に基づき入居者を高額所得者として認定するときは、当該収入の額、条例第30条第2項の規定による認定及び条例第34条第1項に規定する使用料の額を、収入認定・市営住宅使用料決定・高額所得者認定通知書(様式第21号)により当該入居者に通知するものとする。

4 条例第32条第3項の市長が定める額は、条例第6条第1項第3号に規定する額とする。

5 条例第32条第4項の市長が定める額は、公営住宅法施行令(昭和26年政令第240号)第8条第2項の規定の例により算定した額から条例第20条第4項又は第5項の規定による使用料の額を控除して得た額(その額が改良住宅等管理要領(昭和54年建設省住整発第6号建設省住宅局長通知)第8の規定の例により算定した額(以下この項において「限度額」という。))を超えることとなるときは、当該限度額)とする。

(収入認定等についての意見)

**第20条** 入居者は、条例第21条第4項又は第30条第3項の規定により市長に意見を述べるときは、



収入認定等についての意見書（様式第22号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による意見の申出を受けたときは、当該意見の内容を審査し、収入認定等についての回答書（様式第23号）により当該申出をした者にその結果を通知するものとする。

（利便性係数、使用料の額及び使用料の徴収）

**第21条** 条例第20条第2項の市長が定める数値及び同条第5項の規定による更新住宅の使用料の額の算出に係る算式中の数値のうち公営住宅法施行令第2条第1項第4号の規定により市長が定める数値（以下「利便性係数」という。）は、別表第1のとおりとする。ただし、大規模な修繕等を実施したときは、同表の規定にかかわらず、市長が別に定めることができる。

- 2 条例第20条第4項の改良住宅、同条第6項の特定公共賃貸住宅及び同条第7項のその他の市営住宅の使用料の月額は、別表第2のとおりとする。
- 3 市営住宅の使用料の徴収については、市営住宅使用料納入通知書（様式第24号）により通知し、市営住宅使用料徴収簿（様式第25号）により整理するものとする。
- 4 入居者は、前項の使用料を納付書兼領収済通知書（様式第25号の2）により納入しなければならない。

（使用料等の減免及び徴収の猶予）

**第22条** 入居者は、条例第22条第1項ただし書、第23条第1項ただし書、第32条第5項又は第34条第3項の規定により使用料、敷金、割増使用料又は金銭の減免又は徴収の猶予を受けようとするときは、市営住宅使用料等減免・徴収猶予申請書（様式第26号）を市長に提出しなければならない。ただし、使用料の減免にあつては、市長においてその必要がないと認めたときは、この限りでない。

- 2 市長は、前項本文の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、市営住宅使用料等減免・徴収猶予決定通知書（様式第27号）により当該申請をした者に通知するものとする。
- 3 第1項ただし書に規定する場合における使用料の減免に係る手続に関しては、別に定める。

（敷金）

**第23条** 条例第23条第1項に規定する敷金については、市営住宅敷金納入通知書（様式第25号の3）により通知し、入居者は、敷金納付書（様式第25号の4）により納入しなければならない。

- 2 入居者は、条例第23条第2項の規定により敷金の返還を受けようとするときは、市営住宅敷金払戻請求書（様式第28号）を市長に提出しなければならない。

(一時不使用の届出)

**第24条** 条例第26条第3項の規定による届出は、市営住宅一時不使用届(様式第29号)により行うものとする。

(入居状況の報告)

**第25条** 条例第26条第4項の規定による報告は、市営住宅入居状況報告書(様式第30号)により行うものとする。

(用途変更、模様替え、増築等の承認)

**第26条** 入居者は、条例第29条第1項各号に掲げる行為をしようとするときは、市営住宅変更使用承認申請書(様式第31号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、変更使用を承認するときは、市営住宅変更使用承認書(様式第32号)により当該申請をした者に通知するものとする。

(市営住宅建替事業による再入居)

**第27条** 条例第39条第1項の規定による申出は、建替市営住宅再入居申出書(様式第33号)により行うものとする。

2 条例第39条第2項の規定による通知は、建替市営住宅再入居申出期限通知書(様式第34号)により行うものとする。

3 条例第39条第3項の規定による通知は、建替市営住宅再入居通知書(様式第35号)により行うものとする。

(市営住宅の明渡し請求)

**第28条** 条例第33条第1項、第38条第1項及び第43条第1項の規定による明渡しの請求は、市営住宅明渡し請求書(様式第36号)により行うものとする。

(市営住宅の明渡し届)

**第29条** 入居者は、市営住宅を明け渡そうとするときは、市営住宅明渡し届(様式第37号)を市長に提出しなければならない。

(特定目的住宅)

**第30条** 市営住宅のうち、母子・父子世帯向市営住宅、老人世帯向市営住宅、高齢者世話付市営住宅、心身障害者世帯向市営住宅及び子育て世帯向市営住宅の名称を付けた市営住宅を特定目的住宅という。

2 前項の「母子・父子世帯向市営住宅」とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第

129号)の規定による母子家庭及び父子家庭で、住宅に困窮しているものを入居させるための住宅をいう。

3 第1項の「老人世帯向市営住宅」とは、60歳以上の者及びその親族で次の各号のいずれかに該当するもののみから成る世帯で、住宅に困窮しているものを入居させるための住宅をいう。

- (1) 配偶者
- (2) 18歳未満の児童
- (3) 第7条第5号アからウまでのいずれかに該当する心身障害者
- (4) 60歳以上の者

4 第1項の「高齢者世話付市営住宅」とは、国が定めるシルバーハウジング・プロジェクトの対象となる高齢者世帯で次の各号のいずれかに該当するもの（第4号から第7号までに掲げるものにあつては、市長が市営住宅の需要等を考慮して特に必要と認める場合に限る。次条において「高齢者世帯」という。）で、住宅に困窮しているものを入居させるための住宅をいう。

- (1) 60歳以上の単身者の世帯
- (2) 60歳以上の夫婦のみから成る世帯
- (3) 60歳以上の親族のみから成る世帯
- (4) 障害者（第7条第5号イ又は条例第6条第2項第4号に該当する者又は障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が次のアからウまでに定めるものであるものをいう。以下この項において同じ。）の単身世帯

ア 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度

イ 精神障害（知的障害を除く。以下同じ。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級に該当する程度

ウ 知的障害 イに規定する精神障害の程度に相当する程度

- (5) 障害者である親族のみから成る世帯
- (6) 障害者及びその配偶者のみから成る世帯
- (7) 障害者及びその親族である60歳以上の者のみから成る世帯

5 第1項の「心身障害者世帯向市営住宅」とは、入居者又は同居親族が第7条第5号アからウまでのいずれかに該当する心身障害者である世帯（次条において「心身障害者世帯」という。）で、住宅に困窮しているものを入居させるための住宅をいう。

6 第1項の「子育て世帯向市営住宅」とは、小学校就学の始期に達するまでの児童及び当該児童と現に同居し、又は同居しようとする親族から成る世帯で、住宅に困窮しているものを入居させるための住宅をいう。

7 特定目的住宅の割当て及び設置については、市長が別に定める。

(資格喪失)

**第31条** 特定目的住宅のうち、高齢者世帯付市営住宅及び心身障害者世帯向市営住宅の入居者の世帯が、それぞれ高齢者世帯及び心身障害者世帯でなくなったときは、当該住宅の入居の資格を喪失するものとし、当該入居者は、速やかに当該住宅を明け渡さなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認める特別の事情がある場合は、この限りでない。

2 特定目的住宅のうち、子育て世帯向市営住宅の入居者の世帯が、15歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある児童を有しなくなったときは、当該住宅の入居の資格を喪失するものとし、当該入居者は、速やかに当該住宅を明け渡さなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認める特別の事情がある場合は、この限りでない。

(社会福祉法人等の使用手続)

**第32条** 条例第45条第1項の規定による市営住宅の使用の申請は、市営住宅使用許可申請書(様式第38号)により行うものとする。

2 条例第45条第2項の規定による通知は、市営住宅の使用を許可するときは市営住宅使用許可書(様式第39号)により、許可しないときは市営住宅使用不許可通知書(様式第40号)により行うものとする。

(社会福祉法人等の使用状況の報告)

**第33条** 条例第48条第1項の規定による報告は、市営住宅使用状況報告書(様式第41号)により行うものとする。

(社会福祉法人等の申請内容変更の報告)

**第34条** 条例第48条第2項の規定による報告は、市営住宅使用許可申請内容変更報告書(様式第42号)により行うものとする。

(社会福祉法人等の使用の許可の取消し)

**第35条** 市長は、条例第49条の規定により使用の許可を取り消すときは、市営住宅使用許可取消通知書(様式第43号)により当該社会福祉法人等に通知するものとする。

(駐車場の使用の申込み)

**第36条** 条例第55条第1項の規定による駐車場の使用の申込みは、市営住宅駐車場使用許可申込書（様式第44号）により行うものとする。

（駐車場の使用の許可）

**第37条** 市長は、条例第57条の規定により駐車場の使用者を決定したときは、市営住宅駐車場使用許可書（様式第45号）を当該申込みをした者に交付するものとする。

（駐車場の使用料の額）

**第38条** 条例第58条第1項に規定する駐車場の使用料の月額は、別表第3のとおりとする。

（駐車場の明渡し請求）

**第39条** 条例第59条の規定による駐車場の使用の許可の取消し及び明渡しの請求は、市営住宅駐車場明渡し請求書（様式第46号）により行うものとする。

（保管場所に関する証明）

**第40条** 使用者は、条例第60条に規定する証明書の交付を受けようとするときは、自動車保管場所使用承諾証明書交付申請書（様式第47号）を市長に提出しなければならない。

（住宅監理員証）

**第41条** 条例第63条第3項の住宅監理員の身分を示す証明書は、住宅監理員証（様式第48号）とする。

（委任）

**第42条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

## 附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成9年7月1日から施行する。

（塩江町の編入に伴う経過措置）

2 塩江町の編入の日前に塩江町営住宅条例施行規則（昭和50年塩江町規則第13号。次項において「塩江町規則」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

3 塩江町の編入の際現に塩江町規則の規定に基づいて使用されている書類は、この規則に規定する様式によるものとみなす。

（庵治町、香南町及び国分寺町の編入に伴う経過措置）

4 庵治町、香南町及び国分寺町の編入の日前に庵治町営住宅管理条例施行規則（平成9年庵治町

規則第11号)、香南町町営住宅条例施行規則(平成9年香南町規則第16号)又は国分寺町町営住宅条例施行規則(平成17年国分寺町規則第17号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

5 庵治町、香南町及び国分寺町の編入の際現に庵治町営住宅管理条例施行規則、香南町町営住宅条例施行規則又は国分寺町町営住宅条例施行規則の規定に基づいて使用されている書類は、この規則に規定する様式によるものとみなす。

6 条例附則第9項の規定の適用を受けて香南町町営住宅条例(平成9年香南町条例第7号)第2条第3号に規定する公営住宅に入居する者が引き続き当該公営住宅に入居する場合における平成19年度及び平成20年度の使用料の額は、条例第20条第1項、第32条第1項又は第34条第1項の規定による使用料の額が平成18年度の最終の使用料の額を超える場合においては、これらの規定による当該年度の使用料の額から平成18年度の最終の使用料の額を控除した額に次の表に掲げる年度の区分に応じた負担調整率を乗じて得た額に、平成18年度の最終の使用料の額に加えた額とする。

年度の区分	負担調整率
平成19年度	$\frac{1}{3}$
平成20年度	$\frac{2}{3}$

7 香南町及び国分寺町の編入の際現にこれらの町において改良住宅等改善事業制度要綱(平成11年建設省住整発第25号建設省住宅局長通知)第8第1項の規定による建替計画の承認を受けていた更新住宅の使用料(条例第40条第2項に規定する入居者に係るものに限る。)については、第21条第1項の規定による更新住宅の利便性係数により算出した使用料の額(以下この項において「本来入居者の更新住宅使用料額」という。)が、香南町町営住宅条例又は国分寺町町営住宅条例施行規則の例により算出した使用料の額を当該更新住宅の使用料となるべき額とした場合における当該使用料の額を超える場合においては、当分の間、本来入居者の更新住宅使用料額からその超えることとなる額を控除して得た額を当該更新住宅の使用料の額とみなすことができる。

**附 則**(平成9年9月26日規則第56号)

この規則は、平成9年10月1日から施行する。

**附 則**(平成10年2月25日規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成10年 5 月 8 日規則第40号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成10年 5 月 29日規則第41号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成10年 7 月 31日規則第45号）

この規則は、平成10年 8 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成10年 9 月 28日規則第52号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の高松市市営住宅条例施行規則の規定は、平成11年度以後の使用料について適用し、平成10年度の使用料については、なお従前の例による。

**附 則**（平成11年 3 月 29日規則第59号）

この規則は、平成11年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成11年 9 月 24日規則第98号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表第 1 の規定は、平成12年度以後の使用料について適用し、平成11年度までの使用料については、なお従前の例による。

**附 則**（平成12年 3 月 27日規則第13号）

この規則は、平成12年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 の改正規定は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成12年 9 月 25日規則第67号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の改正規定は、平成12年10月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表第 1 の規定は、平成13年度以後の使用料について適用し、平成12年度までの使用料については、なお従前の例による。

**附 則**（平成13年 9 月 20日規則第64号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第 1 川東団地の項の改正規定及び別表第 3 に川東団地駐車場の項を加える改正規定は、平成13年11月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表第 1 木太町 A 団地の項、西宝町 A 団地の項、上之町 A 団地の項、上之町 B 団地の項及び太田上町団地の項の規定は、平成14年度以後の使用料について適用し、平成13年度までの

使用料については、なお従前の例による。

**附 則**（平成13年12月21日規則第73号）

この規則は、平成14年2月1日から施行する。

**附 則**（平成14年9月27日規則第56号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成17年7月28日規則第59号）

1 この規則は、平成17年8月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、（中略）第57条から第72条までの規定による改正前の（中略）高松市市営住宅条例施行規則（中略）に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

**附 則**（平成17年9月22日規則第130号）

この規則は、平成17年9月26日から施行する。

**附 則**（平成18年1月6日規則第40号）

この規則は、平成18年1月10日から施行する。ただし、第4条（第1項第1号を除く。）及び様式第45号の改正規定は公布の日から、第2条、第3条、第5条、第6条、第9条、第12条第1項、第15条第3項、第16条第3項、様式第1号及び様式第4号の改正規定は同年3月1日から施行する。

**附 則**（平成18年4月25日規則第76号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成18年11月6日規則第111号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成18年12月22日規則第117号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成19年3月30日規則第20号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

3 この規則の施行の際（中略）、第11条（中略）の規定による改正前の（中略）高松市市営住宅条例施行規則（中略）に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。



**附 則**（平成19年 9 月26日規則第68号）

- 1 この規則は、平成19年10月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、第 3 条から第10条まで（中略）の規定による改正前の（中略）高松市市営住宅条例施行規則（中略）に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

**附 則**（平成19年 9 月26日規則第76号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成19年11月 7 日規則第77号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則（別表第 1 下向田団地の項の改正規定を除く。）による改正後の別表第 1 の規定は、平成20年度以後の使用料について適用し、平成19年度までの使用料については、なお従前の例による。

**附 則**（平成20年 2 月 4 日規則第 1 号）

この規則は、平成20年 6 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成20年12月 5 日規則第73号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成21年 2 月 9 日規則第 5 号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表第 1 の規定は、平成21年度以後の使用料について適用し、平成20年度までの使用料については、なお従前の例による。

**附 則**（平成21年 3 月31日規則第30号）

この規則は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成21年11月24日規則第60号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第 1 さくら団地の項の改正規定及び別表第 3 にさくら団地駐車場の項を加える改正規定は、平成21年12月10日から施行する。
- 2 この規則（別表第 1 さくら団地の項の改正規定を除く。）による改正後の別表第 1 の規定は、平成22年度以後の使用料について適用し、平成21年度までの使用料については、なお従前の例による。

**附 則**（平成22年11月 4 日規則第55号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第1 東山第2 団地の項の改正規定は、平成22年11月15日から施行する。
- 2 この規則（別表第1 東山第2 団地の項の改正規定を除く。）による改正後の別表第1 の規定は、平成23年度以後の使用料について適用し、平成22年度までの使用料については、なお従前の例による。

**附 則**（平成23年11月22日規則第54号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第1 東山第3 団地の項の改正規定及び別表第3 に東山第3 団地駐車場の項を加える改正規定は、平成23年12月15日から施行する。
- 2 この規則（別表第1 東山第3 団地の項の改正規定を除く。）による改正後の別表第1 の規定は、平成24年度以後の使用料について適用し、平成23年度までの使用料については、なお従前の例による。

**附 則**（平成24年3月27日規則第28号）

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、改正前の高松市市営住宅条例施行規則に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

**附 則**（平成24年6月29日規則第63号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成24年7月9日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この規則の施行の日前に交付された登録原票記載事項証明書は、第6条の規定による改正後の高松市墓地条例施行規則第5条第1号及び第6条第2号、第7条の規定による改正後の高松市墓地公園条例施行規則第5条第1号及び第11条第2号並びに第9条の規定による改正後の高松市市営住宅条例施行規則第6条第3項第1号に規定する住民票の写しとみなす。

**附 則**（平成24年12月26日規則第105号）

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、別表第1 の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の別表第1 の規定は、平成25年度以後の使用料について適用し、平成24年度までの使用料については、なお従前の例による。

**附 則**（平成25年11月21日規則第46号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の別表第1の規定は、平成26年度以後の使用料について適用し、平成25年度までの使用料については、なお従前の例による。

**附 則**（平成26年10月1日規則第62号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成26年11月21日規則第71号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の別表第1上之町C団地の項の規定は、平成27年度以後の使用料について適用し、平成26年度までの使用料については、なお従前の例による。

**附 則**（平成27年3月23日規則第11号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成27年6月12日規則第53号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成27年12月28日規則第103号）

- 1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の別表第1の規定は、平成28年度以後の使用料について適用し、平成27年度までの使用料については、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、所要の修正をして使用することができる。

**附 則**（平成28年12月20日規則第76号）

- 1 この規則は、平成28年12月22日から施行する。ただし、別表第1に上之町第I住宅の項を加える改正規定及び別表第3に上之町第I住宅駐車場の項を加える改正規定は、平成29年1月6日から、別表第1上之町A団地の項を削る改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則（別表第1に上之町第I住宅の項を加える改正規定を除く。）による改正後の別表第1の規定は、平成29年度以後の使用料の額の算定について適用し、平成28年度までの使用料の額の算定については、なお従前の例による。

**別表第1**（第21条関係）

団地名	建設年度	構造	利便性係数	備考
朝日町団地	昭和41年度～昭和	中層耐火構造4階	0.76	

	43年度	建て	0.75	3階部分
			0.74	4階部分
花園町団地	昭和26年度・昭和27年度	中層耐火構造4階建て	0.76	
			0.75	3階部分
			0.74	4階部分
木太町A団地	平成6年度・平成7年度	中層耐火構造4階建て	0.77	
			0.76	3階部分
			0.75	4階部分
木太町B団地	平成7年度	中層耐火構造4階建て	0.76	
			0.75	3階部分
			0.74	4階部分
木太町本村団地	昭和35年度・昭和36年度	中層耐火構造3階建て	0.75	
			0.74	3階部分
高松町団地	平成3年度・平成4年度	中層耐火構造4階建て	0.76	
			0.75	3階部分
			0.74	4階部分
水田団地	昭和43年度～昭和45年度	中層耐火構造4階建て	0.76	
			0.75	3階部分
			0.74	4階部分
		簡易耐火構造2階建て	0.70	
		簡易耐火構造平屋建て	0.70	
高田北団地	昭和40年度～昭和42年度	簡易耐火構造平屋建て	0.69	
川東団地	平成12年度	中層耐火構造3階建て	0.75	
			0.79	高齢者世話付住宅
高田団地	昭和41年度～昭和	簡易耐火構造2階	0.69	

	43年度	建て 簡易耐火構造平屋 建て	0.69	
西宝町A団地	昭和53年度・昭和54年度	中層耐火構造4階 建て	0.76	
			0.75	3階部分
			0.74	4階部分
西宝町B団地	昭和51年度・昭和52年度	中層耐火構造4階 建て	0.77	
			0.76	3階部分
			0.75	4階部分
西宝町C団地	昭和55年度～昭和57年度	中層耐火構造4階 建て	0.76	
			0.75	3階部分
			0.74	4階部分
		中層耐火構造3階 建て	0.76	
			0.75	3階部分
旭ヶ丘団地	平成5年度	中層耐火構造5階 建て	0.78	
			0.82	高齢者世話付住宅
宮脇町団地	昭和48年度～昭和50年度	中層耐火構造5階 建て	0.77	
			0.76	3階部分
			0.75	4階部分
			0.72	5階部分
香西本町団地	平成8年度	高層耐火構造8階 建て	0.76	
			0.80	高齢者世話付住宅
檀紙町団地	昭和48年度～昭和50年度	簡易耐火構造2階 建て	0.70	
		簡易耐火構造平屋 建て	0.70	
石清尾団地	昭和62年度～平成元年度	中層耐火構造4階 建て	0.79	
			0.78	3階部分

			0.77	4階部分
飯田町団地	昭和37年度～昭和40年度	簡易耐火構造2階建て	0.70	
		簡易耐火構造平屋建て	0.70	
中野町団地	平成8年度	高層耐火構造7階建て	0.81	
			0.85	心身障害者世帯向住宅
上之町第I住宅	平成28年度	中層耐火構造5階建て	0.84	
上之町C団地	昭和29年度・昭和30年度	中層耐火構造3階建て	0.74	
			0.73	3階部分
		簡易耐火構造2階建て	0.74	
成合町田中団地	昭和33年度～昭和37年度	簡易耐火構造2階建て	0.70	
		簡易耐火構造平屋建て	0.70	
		木造平屋建て	0.70	
勅使町田中団地	昭和33年度～昭和37年度	簡易耐火構造2階建て	0.70	
		簡易耐火構造平屋建て	0.70	
		木造平屋建て	0.70	
太田上町団地	平成4年度・平成5年度	中層耐火構造3階建て	0.78	
			0.77	3階部分
仏生山町団地	昭和28年度・昭和29年度	木造平屋建て	0.69	

寺井町団地	昭和45年度～昭和48年度	中層耐火構造 5階建て	0.71	
			0.70	3階部分
			0.69	4階部分
			0.66	5階部分
		簡易耐火構造 2階建て	0.69	
すみれ団地	昭和48年度～昭和57年度	中層耐火構造 5階建て	0.74	
			0.73	3階部分
			0.72	4階部分
			0.69	5階部分
屋島西町新浜団地	昭和58年度～昭和63年度	中層耐火構造 4階建て	0.76	
			0.75	3階部分
			0.74	4階部分
川島東団地	昭和58年度	中層耐火構造 3階建て	0.80	
			0.79	3階部分
前田団地	昭和58年度	中層耐火構造 3階建て	0.80	
			0.79	3階部分
鹿角団地	昭和60年度	中層耐火構造 3階建て	0.80	
			0.79	3階部分
西浦団地	昭和61年度	中層耐火構造 3階建て	0.81	
			0.80	3階部分
上天神南団地	昭和61年度	中層耐火構造 3階建て	0.80	
			0.79	3階部分
本町団地	平成2年度	中層耐火構造 3階建て	0.54	
			0.53	3階部分
河北団地	平成15年度	中層耐火構造 3階建て	0.54	
			0.53	3階部分
北井団地	平成17年度	木造平屋建て	0.57	

香南町北部団地	昭和59年度～昭和61年度	耐火構造 2階建て	0.50	
	平成17年度	耐火構造 2階建て	0.52	
東山団地	平成17年度	低層耐火構造 2階建て	0.53	
さくら団地	平成21年度	低層耐火構造 2階建て	0.53	
東山第2団地	平成22年度	低層耐火構造 2階建て	0.53	
東山第3団地	平成23年度	低層耐火構造 2階建て	0.53	
下向田団地	平成18年度～平成20年度	低層耐火構造 2階建て	0.53	

別表第2（第21条関係）

区分	団地名等		使用料 (1戸当たり)
改良住宅			円
	昭和団地（7号～9号、19号～22号）		2,100
	昭和団地（1号～6号、10号～18号）		2,300
	昭和団地（23号～48号）		3,000
	上天神町団地		3,100
	上天神町団地（店舗付住宅）		4,500
	川島南団地		3,000
	あかつき団地		3,100
	あかつき団地（店舗付住宅）		4,500
	あかつき団地（単身者向け住宅）		1,900
	香南町北部団地	住戸番号	491
492、535			2,500



			563	2,700
			501～503、505、 511～514、521、 522、531～533、 536、541～543、 545	3,000
			551～553、 555、561、562、 564～568	3,200
特定公共賃貸住宅	旭ヶ丘団地			47,000
	香西本町団地			44,000
	中村団地	入居時の 所得	15万8,000円以上25万9,000 円以下	37,000
			25万9,000円を超え35万円以 下	39,000
			35万円を超え48万7,000円以 下	42,000
	北山団地	入居時の 所得	15万8,000円以上25万9,000 円以下	50,000
			25万9,000円を超え35万円以 下	55,000
			35万円を超え48万7,000円以 下	62,000
	その他の市営住宅	松島町団地		

備考 「入居時の所得」とは、入居の申請をした日における所得をいう。

**別表第3**（第38条関係）

名称	使用料（1区画当たり）
木太町A団地駐車場	3,000円

木太町B団地駐車場	3,000円
高松町団地駐車場	2,500円
水田団地駐車場	(軽自動車用の区画にあつては、 2,700円 2,200円)
川東団地駐車場	2,000円
旭ヶ丘団地駐車場	4,000円
香西本町団地駐車場	3,000円
石清尾団地駐車場	4,000円
中野町団地駐車場	6,000円
上之町第I住宅駐車場	4,700円
太田上町団地駐車場	3,000円
寺井町団地駐車場	(軽自動車用の区画にあつては、 2,400円 1,900円)
屋島西町新浜団地駐車場	2,500円
本町団地駐車場	1,000円
河北団地駐車場	1,000円
中村団地駐車場	1,000円
北井団地駐車場	1,000円
東山団地駐車場	1,000円
東山第3団地駐車場	1,000円
さくら団地駐車場	1,000円
下向田団地駐車場	1,000円
北山団地駐車場	2,000円

様式第1号 (第5条関係)

(表)

抽選番号	
------	--

年 月 日

(宛先) 高松市長

市 営 住 宅 入 居 申 込 書

この申込書の記載内容が事実と相違するとき、又は資格審査・実態調査の結果、入居資格に該当しないときは、申込みを無効とされても異議のないことを誓約し、次のとおり申込みをします。

団 地 名	
部 屋 番 号	

申 込 者 (名義人)

住 所  
氏 名

印

年 月 日 生 ( 歳)

個人番号

電 話 ( ) -

	申込者との続柄	フリガナ	生年月日	年齢	住 所
		氏 名	個人番号		
同居親族			年 月 日		
			年 月 日		
			年 月 日		
			年 月 日		
			年 月 日		

上記以外の別居扶養親族 (名前・続柄) ( ) ( )

主な入居資格要件 (下記の全てに該当していることが入居条件となります。)

- (1) 申込者が成人であり、同居親族がいること。(単身者の方は「市営住宅募集要領」の単身者の要件を参照)
- (2) 社会通念上、不自然な世帯分離をしていないこと。
- (3) 公営住宅(都道府県営住宅・市区町村営住宅)の名義人でないこと。
- (4) 現在住宅を所有し、又は共有していないこと。(入居者全員)
- (5) 世帯収入額が基準の範囲内であること。(「市営住宅募集要領」を参照)
- (6) 過去において高松市市営住宅使用料(駐車場の使用料を含む。)、退去時損害賠償金又は住宅新築資金等貸付金の償還金を滞納していないこと。
- (7) 住宅に困窮している事情があること。(裏面1~8参照)
- (8) 市税の滞納がないこと。(入居者全員)
- (9) 暴力団員でないこと。(入居者全員)
- (10) その他の入居資格

※記入上及び申込上の注意

- ・ ペン書きでわかりやすく書いてください。
- ・ 同居親族欄には実際に入居しようとする者を記入してください。
- ・ 申込みは1世帯1通で1戸限りです。
- ・ 記名押印に代えて署名することができます。

(裏)

現在の居住状況  (該当する事項の数字を○印で囲んでください。)	1 持家(所有者: )	
	2 間借り(所有者: ) (賃借人: )	
	3 借家 一戸建                      マンション                      アパート 市住、県住等(                      団地                      棟                      号)	
	4 その他( )	
	現住居の 室数                      室 畳数                      畳	現在の月額家賃 (共益費、駐車場代等を除く。) 円
住宅に困窮している事情  (該当する事項の数字を○印で囲んでください。ただし、該当する事項が2項目以上にわたる場合は、代表的な事項に◎印を付けてください。)	1 住宅以外の建物若しくは場所に居住し、又は保安上危険若しくは衛生上有害な状態にある住宅に居住している。 2 他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている。 3 住宅がないため親族(婚約者等)と同居することができないでいる。 4 住宅の規模又は間取りと世帯構成の関係から衛生上又は風致上不適当な居住状態にある。 5 正当な理由による立退き要求を受け、適正な立退き先がない。 6 住宅がないため勤務場所から著しく遠隔の地に居住している。 7 収入に比し著しく過大な家賃を支払っている。 8 その他  ( )	
特記事項		

様式第1号の2 (第5条関係)

年 月 日

(宛先) 高松市長

特定公共賃貸住宅入居申込書

この申込書の記載内容が事実と相違するとき、又は資格審査・実態調査の結果、入居資格に該当しないときは、申込みを無効とされても異議のないことを誓約し、次のとおり申込みをします。

団地名	
受付番号	

申 込 者 (名義人)  
 住 所  
 フリガナ  
 氏 名  
 年 月 日生 ( 歳)  
 電 話 ( )

	申込者との続柄	フリガナ 氏 名	生年月日	年齢	住 所
同居 親 族			年 月 日	歳	
			年 月 日	歳	
			年 月 日	歳	
			年 月 日	歳	
			年 月 日	歳	
上記以外の別居扶養親族		(名前・続柄) ( : ) ( : )			
<input type="checkbox"/> 主な入居資格要件 (下記のすべてに該当していることが入居条件となります。) (1) 自ら居住するために住宅を必要としていること。 (2) 現に同居し、又は同居しようとする親族があること。 (3) 世帯所得額が基準の範囲内であること。(「特定公共賃貸住宅入居申込案内書」を参照) (4) 市税の滞納がないこと。(入居者全員) (5) 暴力団員でないこと。(入居者全員)  ※記入上及び申込上の注意 ・ペン書きでわかりやすく書いてください。 ・同居親族欄には実際に入居しようとする者を記入してください。 ・申込みは1世帯1通で1戸限りです。 ・記名押印に代えて署名することができます。					

様式第2号 (第6条関係)

高 第 号  
年 月 日

様

高松市長

市営住宅入居予定者決定通知書

年 月 日付けで申込みのあった市営住宅の入居については、  
次のとおりあなたを入居予定者と決定しました。

つきましては、年 月 日までに請書の提出及び敷金の納入を完了してください。

入居予定住宅

住 宅 名 市営住宅 団地 号

所 在 地

建 設 年 度

階 層

面 積

月 額 使 用 料 金 円

敷 金 金 円

様式第3号（第9条関係）

請書

年 月 日

(宛先) 高松市長

入居者署名	⑩		
個人番号		電話番号	
入居者住所			

連帯保証人署名	フリガナ	入居者との関係	
	⑩	自宅電話番号	
		携帯電話番号	
連帯保証人住所			
連帯保証人勤務先		勤務先電話番号	

連帯保証人署名	フリガナ	入居者との関係	
	⑩	自宅電話番号	
		携帯電話番号	
連帯保証人住所			
連帯保証人勤務先		勤務先電話番号	

次の市営住宅に入居する許可を受けたときは、高松市市営住宅条例及び高松市市営住宅条例施行規則を遵守するほか、その条項に違反した場合は、所定の処分を受けても異議は申しません。

1 住宅名 市営住宅 団地 号

2 使用料金 円

使用料は、高松市市営住宅条例の規定に基づき変更する場合があります。

3 敷金 金 円

4 その他 高松市市営住宅条例及び高松市市営住宅条例施行規則を遵守すること。

※ 各連帯保証人の印鑑登録証明書（発行後3か月以内のものに限ります。）及び課税証明書を添付してください。

様式第4号（第10条関係）

様

高松市長

市営住宅入居許可書

年 月 日付けで申込みのあった市営住宅の入居については、  
次のとおり許可します。

1 住 宅 名 市営住宅 団地 号

2 所 在 地

3 入 居 者

4 入 居 指 定 日 年 月 日

5 使 用 料 金 円

来年度以降の使用料は、高松市市営住宅条例の規定に基づき、変更する場合があります。

6 敷 金 金 円

7 許 可 条 件 高松市市営住宅条例及び高松市市営住宅条例施行  
規則を遵守すること。

様式第5号（第12条関係）



高 第 号  
年 月 日

様

高松市長

市営住宅入居予定者決定取消通知書

年 月 日付けで通知した入居予定者の決定については、次の理由により取り消します。

理由

様式第6号（第12条関係）  
高松市命令 第 号

様

市営住宅入居許可取消通知書

年 月 日付け高松市指令 第 号により許可した市営住宅の入居については、次の理由により、当該入居の許可を取り消します。

年 月 日

高松市長

理由

様式第7号（第13条関係）

年 月 日

(宛先) 高松市長

市営住宅 団地 号  
入居者 ㊟  
電話番号

市 営 住 宅 同 居 者 異 動 届

次のとおり同居者の異動があったので、届けます。

異 動 種 別	続 柄	氏 名	生 年 月 日
備 考			

注

- 1 異動を確認できる住民票の写しを添付してください。
- 2 記名押印に代えて署名することができます。

様式第8号（第14条関係）

年 月 日

(宛先) 高松市長

市営住宅 団地 号  
入居者 ㊟  
個人番号  
電話番号

### 市営住宅同居承認申請書

次の者を同居させたいので、承認されるよう申請します。

入居者との関係	同居しようとする者の氏名	生年月日	個人番号	勤務先等	年間所得金額	
					給与所得	他の所得
					円	円
同居予定日	年 月 日					
同居の理由						

注

- 次の書類を添付してください。
  - 世帯全員の住民票の写し、戸籍謄本等
  - 世帯全員の所得を証明する書類
  - 同居しようとする者が暴力団員でないことを確約する書面
  - 同居しようとする者が市税を滞納していないことを証明する書類
- 記名押印に代えて署名することができます。

様式第9号（第14条関係）

高松市指令 第 号  
年 月 日

様

高松市長

市営住宅同居承認書

次の者との同居を承認したので、通知します。

名 義 人 名	
住 宅 名	市営住宅 団地 号

申 請 日	年 月 日	承 認 日	年 月 日
-------	-------	-------	-------

同 居 者 氏 名	性 別	生 年 月 日	備 考

様式第10号 (第15条関係)

年 月 日

(宛先) 高松市長

市営住宅 団地 号

申請者 ㊟

個人番号

電話番号

市営住宅承継入居承認申請書

次のとおり市営住宅の使用を承継したいので、承認されるよう申請します。

承継市営住宅	市営住宅 団地 号		
入居者氏名			
承継者氏名			入居者との続柄
世 帯 状 況			
氏 名	生年月日	個 人 番 号	承 継 者 との続柄
			本 人
承 継 し よ う と す る 理 由			

注

- 1 次の書類を添付してください。
  - (1) 世帯全員の住民票の写し、戸籍謄本等
  - (2) 世帯全員の所得を証明する書類
  - (3) その他承継入居に必要な書類
- 2 記名押印に代えて署名することができます。

様式第11号 (第15条関係)

高松市指令 第 号  
年 月 日

様

高 松 市 長

市営住宅承継入居承認書

申請のあった入居の承継については、次のとおり承認したので通知します。

住 宅 名	市営住宅 団地 号
入居年月日	年 月 日
旧 名 義 人	
新 名 義 人	
承 継 事 由	

申 請 日	年 月 日	承 認 日	年 月 日
-------	-------	-------	-------

	氏 名	生 年 月 日	備 考
現 同 居 者			

様式第12号 (第16条関係)

年 月 日

(宛先) 高松市長

市営住宅 団地 号  
入居者 ㊟  
電話番号

市営住宅住替え承認申請書

次のとおり市営住宅を住み替えたいので、申請します。

希 望 す る 団 地	市営住宅 団地 号				
希望する住宅の構造・規模					
希望する住宅の使用料	円				
理由					
世 帯 状 況					
氏 名	入居者 との続柄	生年月日	年齢	個 人 番 号	勤 務 先 等
	本 人				

注

- 1 次の書類を添付してください。
  - (1) 世帯全員の住民票の写し、戸籍謄本等
  - (2) 世帯全員の所得を証明する書類
  - (3) その他住替えに必要な書類
- 2 記名押印に代えて署名することができます。

様式第13号 (第16条関係)

高松市指令 第 号

市営住宅 団地 号

入居者 様

市 営 住 宅 住 替 え 承 認 書

年 月 日付けで申請のあった市営住宅の住替えについては、次のとおり承認します。

つきましては、年 月 日までに請書の提出及び敷金の納入を完了してください。

なお、住宅の使用については、高松市市営住宅条例及び高松市市営住宅条例施行規則を遵守してください。

年 月 日

高松市長

住 替 え 指 定 日	年 月 日
住 替 え 団 地	市営住宅 団地 号
住替え住宅の所在	高松市 町
使 用 料	月 額 円
敷 金	円 (使用料の3か月分)
入居者及び同居者	市営住宅住替え承認申請書に記載している者

様式第14号 (第17条関係)



年 月 日

(宛先) 高松市長

市営住宅 団地 号  
入居者 ㊟  
個人番号  
電話番号

### 連帯保証人変更承認申請書

次のとおり連帯保証人を変更したいので、承認されるよう申請します。

なお、変更後の連帯保証人の印鑑証明書及び所得証明書等は、別添のとおりです。

#### 1 変更前の連帯保証人

住 所		住 所	
氏 名	㊟	氏 名	㊟
電話番号		電話番号	
勤務先等		勤務先等	

#### 2 変更後の連帯保証人

住 所		住 所	
氏 名	㊟	氏 名	㊟
電話番号		電話番号	
勤務先等		勤務先等	

#### 3 理由

--

様式第15号 (第17条関係)

高松市指令 第 号

市営住宅 団地 号  
入居者 様

連 帯 保 証 人 変 更 承 認 書

年 月 日付で申請のあった連帯保証人の変更については、申請どおり承認します。

年 月 日

高松市長

様式第16号（第17条関係）

年 月 日

(宛先) 高松市長

市営住宅 団地 号  
入居者 ㊟  
個人番号  
電話番号

連帯保証人住所・氏名変更届

次のとおり連帯保証人の住所・氏名が変更したので、届けます。

1 変更前

住 所	氏 名	電 話 番 号	勤 務 先 等

2 変更後

住 所	氏 名	電 話 番 号	勤 務 先 等

注 記名押印に代えて署名することができます。

様式第17号 (第18条関係)

収入申告書

年 月 日

(宛先) 高松市長

市営住宅	団地	号
ふりがな	自宅電話番号	
名義人氏名	⑩ 携帯電話番号	

高松市市営住宅条例第21条第1項の規定により、前年中（ 年1月1日から 年12月31日まで）の所得（収入）額について、証明書を添付の上、次のとおり報告します。

同意書（\*同意書の提出は義務ではありません。所得情報の閲覧に同意いただける方のみ記入してください。）

高松市市営住宅条例第21条第1項に規定する収入の申告に際し、公営住宅法施行規則第8条第2項の規定による添付をする必要がある書類については、公営住宅法第34条の規定により、私及び私と同居する家族の所得について税担当部局で必要な資料を閲覧することに同意します。

氏 名 ⑩

	氏 名	続柄	生年月日	勤務先・ 学校名等	年間所得 (収入)	障害 等級	同居者	別居扶養	老年	寡婦寡夫	普 障	特 障	老 人	特 定
			個人番号											
名義人		本人			円	級								
同居者					円	級								
					円	級								
					円	級								
					円	級								
					円	級								
					円	級								
別居の扶養親族					円	級								
					円	級								
総所得額					円		控除額					円		

様式第18号（第19条関係）

高 第 号  
年 月 日  
高松市長

収入認定・市営住宅使用料決定通知書

高松市市営住宅条例第21条第3項の規定によりあなたの収入を認定し、同条例第20条第1項の規定により、住宅使用料を定めたので、通知します。

名義人氏名		住宅名	
-------	--	-----	--

収入の認定（認定年月日 年 月 日）

収入額算定								
所得	氏名	所得	諸 控 除	控除種類	人数	控除金額		
		所得合計				控除額合計		
認定月額：（所得合計－控除額合計）÷12か月＝ 円（第 分位）								

計算方法	収入認定状況	収入基準内	収入超過者	高額所得者	収入未申告
		使用料算定方法	分位による 算定額	分位による算定 額+加算使用料	近傍同種家賃

（注）算定された額が近傍同種家賃より高額となった場合は、近傍同種家賃が適用されます。

市営住宅使用料（月額）の決定（適用開始年月 年 月）

住宅使用料額		円／月
--------	--	-----

様式第18号の2（第19条関係）

高 第 号  
年 月 日  
高松市長

収入認定・更新住宅使用料決定通知書

高松市市営住宅条例第21条第3項の規定によりあなたの収入を認定し、同条例第20条第5項の規定により、住宅使用料を定めたので、通知します。

名義 人氏名		住 宅 名	
-----------	--	-------------	--

収入の認定（認定年月日 年 月 日）

収入額算定								
所          得	氏 名	所 得	諸          控          除	控除種類	人 数	控除金額		
		所得合計				控除額合計		
認定月額：（所得合計－控除額合計）÷12か月＝ 円（第 分位）								

計 算 方 法	収入認定状況	収入基準内	収入超過者	高額所得者	収入未申告
	使用料算定方法	分位による 算 定 額	分位による算定 額+加算使用料	限度額家賃	限度額家賃

（注）算定された額が限度額家賃より高額となった場合は、限度額家賃が適用されます。  
「限度額家賃」とは、改良住宅等管理要領第4の規定により算出した額による使用料をいいます。

市営住宅使用料（月額）の決定（適用開始年月 年 月）

住宅使用料額		円／月
--------	--	-----

様式第18号の3（第19条関係）

高 第 号  
年 月 日  
高松市長

市営住宅使用料決定通知書

高松市市営住宅条例第21条第1項の規定による収入の申告がないため、同条例第20条第1項ただし書の規定により、住宅使用料を近傍同種家賃に相当する額としたので、通知します。

名義 人氏名		住 宅 名	
-----------	--	-------------	--

収入の認定（認定年月日 年 月 日）

収入額算定								
所          得	氏 名	所 得	諸          控          除	控除種類	人 数	控除金額		
		所得合計				控除額合計		
認定月額：（所得合計－控除額合計）÷12か月＝ 円（第 分位）								

計 算 方 法	収入認定状況	収入基準内	収入超過者	高額所得者	収入未申告
	使用料算定方法	分位による 算 定 額	分位による算定 額+加算使用料	近傍同種家賃	近傍同種家賃

（注）算定された額が近傍同種家賃より高額となった場合は、近傍同種家賃が適用されます。

市営住宅使用料（月額）の決定（適用開始年月 年 月）

住宅使用料額		円／月
--------	--	-----

様式第18号の4（第19条関係）

高 第 号  
年 月 日  
高松市長

更新住宅使用料決定通知書

高松市市営住宅条例第21条第1項の規定による収入の申告がないため、同条例第20条第5項ただし書の規定により、住宅使用料を限度額家賃に相当する額としたので、通知します。

名義 人氏名		住 宅 名	
-----------	--	-------------	--

収入の認定（認定年月日 年 月 日）

収入額算定								
所          得	氏 名	所 得	諸          控          除	控除種類	人 数	控除金額		
		所得合計				控除額合計		
認定月額：（所得合計－控除額合計）÷12か月＝ 円（第 分位）								

計 算 方 法	収入認定状況	収入基準内	収入超過者	高額所得者	収入未申告
	使用料算定方法	分位による 算 定 額	分位による算定 額+加算使用料	限度額家賃	限度額家賃

（注）算定された額が限度額家賃より高額となった場合は、限度額家賃が適用されます。  
「限度額家賃」とは、改良住宅等管理要領第4の規定により算出した額による使用料をいいます。

市営住宅使用料（月額）の決定（適用開始年月 年 月）

住宅使用料額		円／月
--------	--	-----

様式第19号（第19条関係）



高 第 号  
年 月 日  
高松市長

収入認定・市営住宅使用料決定・収入超過者認定通知書

高松市市営住宅条例第21条第3項の規定によりあなたの収入を認定し、同条例第32条第1項の規定により、住宅使用料を定めたので、通知します。

なお、あなたを高松市市営住宅条例第30条第1項の規定により収入超過者として認定し、同条例第31条の規定により市営住宅を明け渡す努力義務が発生しましたので、併せて通知します。

名義人氏名		住 宅 名	
-------	--	-------	--

収入の認定（認定年月日 年 月 日）

収入額算定								
所 得	氏 名	所 得	諸 控 除	控除種類	人 数	控除金額		
		所得合計				控除額合計		

認定月額：（所得合計－控除額合計）÷12か月＝ 円（第 分位）

計 算 方 法	収入認定状況	収入基準内	収入超過者	高額所得者	収入未申告
	使用料算定方法	分位による算定額	分位による算定額+加算使用料	近傍同種家賃	近傍同種家賃

（注）算定された額が近傍同種家賃より高額となった場合は、近傍同種家賃が適用されます。

市営住宅使用料（月額）の決定（適用開始年月 年 月）

住宅使用料額		円／月
--------	--	-----

様式第20号（第19条関係）

高 第 号  
年 月 日  
高松市長

収入認定・更新住宅使用料決定・収入超過者認定通知書

高松市市営住宅条例第21条第3項の規定によりあなたの収入を認定し、同条例第32条第3項の規定により、住宅使用料を定めたので通知します。

なお、あなたを高松市市営住宅条例第30条第1項の規定により収入超過者として認定し、同条例第31条の規定により市営住宅を明け渡す努力義務が発生しましたので、併せて通知します。

名義 人氏名		住 宅 名	
-----------	--	-------------	--

収入の認定（認定年月日 年 月 日）

収入額算定								
所          得	氏 名	所 得	諸          控          除	控除種類	人 数	控除金額		
		所得合計				控除額合計		
認定月額：（所得合計－控除額合計）÷12か月＝ 円（第 分位）								

計 算 方 法	収入認定状況	収入基準内	収入超過者	高額所得者	収入未申告
		使用料算定方法	分位による 算 定 額	分位による算定 額+加算使用料	限度額家賃

（注）算定された額が限度額家賃より高額となった場合は、限度額家賃が適用されます。  
「限度額家賃」とは、改良住宅等管理要領第4の規定により算出した額による使用料をいいます。

市営住宅使用料（月額）の決定（適用開始年月 年 月）

住宅使用料額		円／月
--------	--	-----

様式第21号（第19条関係）

高 第 号  
年 月 日  
高松市長

収入認定・市営住宅使用料決定・高額所得者認定通知書

高松市市営住宅条例第21条第3項の規定によりあなたの収入を認定し、同条例第34条第1項の規定により、住宅使用料を定めたので通知します。

なお、あなたを高松市市営住宅条例第30条第2項の規定により高額所得者として認定し、同条例第33条第1項の規定により市営住宅の明渡し請求の対象者となったので、併せて通知します。

名義人氏名		住 宅 名	
-------	--	-------	--

収入の認定（認定年月日 年 月 日）

収入額算定									
所得	所	氏 名	所 得	諸 控 除	控除種類	人 数	控除金額		
			所得合計				控除額合計		

認定月額：（所得合計－控除額合計）÷12か月＝ 円（第 分位）

計 算 方 法	収入認定状況	収入基準内	収入超過者	高額所得者	収入未申告
	使用料算定方法	分位による算定額	分位による算定額+加算使用料	近傍同種家賃	近傍同種家賃

（注）算定された額が近傍同種家賃より高額となった場合は、近傍同種家賃が適用されます。

市営住宅使用料（月額）の決定（適用開始年月 年 月）

住宅使用料額		円／月
--------	--	-----

様式第22号（第20条関係）

年 月 日

(宛先) 高 松 市 長

市営住宅 団地 号  
 入居者 ⑩  
 電話番号

収入認定等についての意見書

収入認定等に対し、次のとおり意見がありますので、認定の更正を申し出ます。

	氏 名	続柄	生 年 月 日	勤 務 先 等	年 間 所 得 (収入)	障 害 等級	控除該当欄 (○を記入してください。)								
			個 人 番 号				円	一般 扶養	別居 扶養	老年 者	寡婦 寡夫	普通 障害	特別 障害	老人 扶養	特定 扶養
名 義 人		本 人	明・大・昭・平 ・		円	級									
同 居 者			明・大・昭・平 ・			級									
			明・大・昭・平 ・			級									
			明・大・昭・平 ・			級									
別 居 の 扶 養 親 族			明・大・昭・平 ・	*****	*****	級									
				*****	*****										
			明・大・昭・平 ・	*****	*****	級									
			*****	*****											
年 間 所 得 金 額 合 計															
意見申出の理由															

(注) 所得を証明する書類等を添付してください。

様式第23号 (第20条関係)

市営住宅 団地 号  
入居者 様

収入認定等についての回答書

年 月 日付けで申出のあった収入認定等についての意見については次のとおり決定したので、通知します。

年 月 日

高松市長

- 1 別紙の収入認定・市営住宅使用料決定通知書、収入認定・市営住宅使用料決定・収入超過者認定通知書、収入認定・市営住宅使用料決定・高額所得者認定通知書のとおりに収入認定等を更正します。
- 2 意見は認められません。

理由	
----	--

様式第24号（第21条関係）

市営住宅使用料納入通知書

様

高松市長

1 支払金額及び支払方法

支払金額内訳

月別	住 宅 使用料				合計	納期限 (口座振替日)
4月						
5月						
6月						
7月						
8月						
9月						
10月						
11月						
12月						
1月						
2月						
3月						

支払方法

口座情報

金融機関名		名義人	
預金種別		口座番号	

2 注意事項

様式第25号 (第21条関係)

年度 市営住宅使用料徴収簿 ( )

団地名:

団地・種・室番 通知書番号 氏名	年間計	月																	
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月						
	納期限																		
	住宅使用料																		
	駐車場使用料																		
	減免額																		
	滞増使用料																		
	滞定額																		
	延滞金																		
	督促手数料																		
	納付額																		
	納付年月日																		
滞付年月日																			

様式第25号の2 (第21条関係)

(表)

(公) 高松市 公金	年度 市営住宅使用料	領収済通知書	(公) 高松市 公金	納付書 (原符)	(公) 高松市 公金	領収書
加入者名	高松市会計管理者	口座番号	金額	振替口座番号	加入者名	高松市会計管理者
収納機関番号	納付番号	納付区分	円	科目	市営住宅使用料	料目
通知書番号	期別	期C	納期限	通知書番号	調定年度	該当年度
氏名	納付額	督促手数料	延滞金	氏名	合計	円
合計	円	円	円	お問い合わせ先	高松市役所 課	
領収日付印	領収日付印	領収日付印	領収日付印	お問い合わせ先	高松市役所 課	

上記のとおり領収しましたので通知します。  
(宛先)高松市会計管理者  
(指定金融機関)百十信銀行→高松市  
取りまとめ店

(裏)

納付場所	
<input type="radio"/> 高松市指定金融機関	<input type="radio"/> 高松市役所 課
<input type="radio"/> 高松市指定代理金融機関	
<input type="radio"/> 高松市収納代理金融機関	

様式第25号の3 (第23条関係)



高 第 号  
年 月 日

様

高松市長

年度市営住宅敷金納入通知書

年 月 日付けで申込みのあった市営住宅の入居については、  
次のとおりあなたを入居予定者と決定しました。

つきましては、年 月 日までに同封の納付書により高松市  
指定金融機関等に敷金を納めてください。

入居予定住宅

住 宅 名	市営住宅	団地	号
所 在 地			
建 設 年 度			
階 層			
面 積			
月 額 使 用 料	金		円
敷 金	金		円

様式第25号の4 (第23条関係)

(表)

<input type="checkbox"/> 高松市 公 金		年度 市営住宅敷金		領収済通知書	
加入者名	高松市会計管理者	口座番号		金額	円
収納機関番号		納付番号		確認番号	納付区分
通知書番号		期別		期C	納期限

  

氏名	納付額 <input type="text"/> 円	領収日付印
	督促手数料 <input type="text"/> 円	
	延滞金 <input type="text"/> 円	
	合計 <input type="text"/> 円	

上記のとおり領収しましたので通知します。  
(宛先)高松市会計管理者  
(指定金融機関)高松市(高松市)取りまとめ店

(裏)

<input type="checkbox"/> 高松市 公 金		納付書 (原符)		<input type="checkbox"/> 高松市 公 金		領収書	
振替口座番号		加入者名		口座番号		加入者名	
加入者名		科目		加入者名		科目	
通知書番号		調定年度		調定年度		調定年度	
調定年度		期別		調定年度		調定年度	
納期限		氏名		納期限		納期限	
納付額		督促手数料		延滞金		合計	
合計		お問い合わせ先		お問い合わせ先		お問い合わせ先	

領収日付印

様式第26号 (第22条関係)

年 月 日

(宛先) 高松市長

市営住宅 団地 号  
入居者 ㊟  
電話番号

市営住宅使用料等減免・徴収猶予申請書

次の理由により住宅使用料等の減免・徴収猶予を受けたいので、高松市市営住宅条例施行規則第22条第1項の規定により申請します。

住宅使用料・敷金・金銭の額		月額 円 ( 年 月 日まで完納)				
減免・徴収猶予を申請する期間及び金額		年 月 日から			月分 円	
年 月 日まで						
世 帯 状 況						
続柄	氏 名	生 年 月 日	年 齢	勤 務 先 等	年 間 所 得 金 額	備 考
		個 人 番 号				
本人						
減免・徴収猶予を必要とする理由						
民生委員の意見						
民生委員						㊟

上記の減免・徴収猶予を受けた場合は、次の条項を固く守ることを誓約します。

- 1 減免・徴収猶予後の住宅使用料・敷金・金銭は、指定の納期限までに必ず納付します。
- 2 入居世帯員に増減があったとき、入居世帯員の収入に増減があったとき、及び上記の減免・徴収猶予を必要としなくなったときは必ず届け出て市の指示に従います。

(注) 世帯全員の所得を証明する書類を添付してください。

様式第27号 (第22条関係)

高 第 号  
年 月 日

様

高松市長

市営住宅使用料等減免・徴収猶予決定通知書

市営住宅の使用料等の減免・徴収猶予については、次のとおり決定しましたので、通知します。

名義人名	
住宅名	

申請日	年 月 日	承認日	年 月 日
-----	-------	-----	-------

種 別	
期 別	年 月分から 年 月分まで
減免対象額	円
減 免 額	円
減免後の使用料	円

様式第28号（第23条関係）

年 月 日

(宛先) 高松市長

市営住宅 団地 号  
請求者 ㊟  
電話番号

市営住宅敷金払戻請求書

市営住宅を明け渡したので、あらかじめ納入している敷金を払い戻して下さるよう  
請求します。

敷 金	円
納 入 番 号	年度第 号
明渡し年月日	年 月 日
転 居 先	
住宅使用料	年 月 日分まで納入済み
そ の 他	

様式第29号 (第24条関係)

年 月 日

(宛先) 高松市長

市営住宅 団地 号

入居者 印

(記名押印に代えて署名することができます。)

電話番号

市 営 住 宅 一 時 不 使 用 届

次のとおり市営住宅を一時使用しないので、届けます。

使用しない期間	
理 由	
不在中の居所等	電話番号
次のとおり誓約します。 1 住宅使用料等の納付については、指定された日までに完納します。 2 自治会等への共益費は、指定日までに完納します。 3 市及び団地の住民に対して迷惑を掛けません。	
管理人承諾印	管理人氏名 印

様式第30号 (第25条関係)

年 月 日

(宛先) 高松市長

市営住宅 団地 号

入居者 ㊦

電話番号

市営住宅入居状況報告書

次の者が居住していることを報告します。

居 住 者	フリガナ	生年月日	続柄	名義人に○ をしてくだ さい。	備考
	氏 名				
連 帯 保 証 人	氏 名	住 所	電話 番号	勤 務 先 等	備 考
駐車場を使用している場合は、車の登録番号				_____	

注 記名押印に代えて署名することができます。

様式第31号 (第26条関係)

(表)

年 月 日

(宛先) 高松市長

市営住宅 団地 号

入居者 ㊟

(記名押印に代えて署名することができます。)

電話番号

市営住宅変更使用承認申請書

次のとおり模様替え・増築をしたいと思いますので、承認されるよう申請します。  
用途外併用・工作物設置

場 所	
内 容	
用 途	
構 造	
工事見積額	
誓 約 事 項	1 高松市市営住宅条例及び高松市市営住宅条例施行規則並びにこれらに基づく指示事項を固く守り、一切市に迷惑を掛けません。 2 市営住宅を明け渡すときは、自己の責任において原形に復します。
添 付 書 類	1 設計図書 2 仕様書
近隣者の承認	住所氏名 ㊟ 住所氏名 ㊟ 住所氏名 ㊟



(裏)

見取図

(注意事項)

- 1 既存建物は黒書きで、申請物件は赤書きでペンで記入すること。
- 2 既存の建物の構造を変更しないこと。また、既存の建物から0.5メートル以上離して設置すること。
- 3 増築物は、10平方メートル以内であり、原状回復が容易な簡易組立式平屋建てであること。
- 4 環境を害することのないよう注意すること。

様式第32号 (第26条関係)

高松市指令 第 号  
年 月 日

様

高松市長

市営住宅変更使用承認書

年 月 日付けで申請のあった市営住宅変更使用については、  
次の条件を付けて承認したので通知します。

名義人名	
住宅名	

申請日	年 月 日	承認日	年 月 日
-----	-------	-----	-------

区分	
----	--

許可	
許可内容	
面積	

条件

- (1) 高松市市営住宅条例及び高松市市営住宅条例施行規則を遵守すること。
- (2) 市長が指示したときは、無条件で現状に復すること。
- (3) 住宅を返還するときは、無条件で現状に復すること。
- (4) 市及び団地の住民に迷惑を掛けないこと。
- (5) 既存の建物の構造を変更しないこと。
- (6) 古材木などの使用により環境を害することのないよう注意すること。
- (7) 変更使用の承認申請をした規模以上に増設しないこと。
- (8) 電気工事については、電気工事業者に依頼すること。

※上記の条件に違反した場合は、変更使用承認を取り消し、直ちに工作物の除却を命じます。この場合において、これに要する費用は、入居者の負担とします。

様式第33号（第27条関係）

年 月 日

(宛先) 高松市長

申出人 住 所  
氏 名 ㊟  
電話番号

建替市営住宅再入居申出書

市営住宅 団地建替事業により新たに建設される市営住宅に再入居したい  
ので、次のとおり申し出ます。

- 1 明渡しの請求を受けた建替前の市営住宅  
市営住宅 団地 号
- 2 入居世帯

氏 名	続柄	生年 月日	個人番号	住 所	勤 務 先 等
	本人				

注

- 1 次の書類を添付してください。
  - (1) 世帯全員の住民票の写し
  - (2) 世帯全員の所得を証明する書類
  - (3) 入居資格の判定上必要な書類
- 2 記名押印に代えて署名することができます。

様式第34号 (第27条関係)

高 第 号  
年 月 日

様

高松市長

建替市営住宅再入居申出期限通知書

市営住宅 団地建替事業に係る建替市営住宅に再入居しようとする者は、  
年 月 日までに建替市営住宅再入居申出書を市長に提出してください。

様式第35号（第27条関係）

高 第 号  
年 月 日

様

高松市長

建替市営住宅再入居通知書

年 月 日付けで申出のあった建替市営住宅の再入居については、次の  
とおり入居するよう通知します。

入居指定日	年 月 日
市営住宅の名称	市営住宅 団地 号
使用料	月額 円
敷金	建替前の市営住宅への入居時に納入した敷金を充当します。
入居者	建替市営住宅再入居申出書に記載している者
条件	1 高松市市営住宅条例及び高松市市営住宅条例施行規則を固く 守ること。 2 年 月 日までに入居しないときは、この通知 を取り消しますので、入居できなくなります。

様式第36号（第28条関係）

高松市命令 第 号

市営住宅 団地 号  
入居者 様

市 営 住 宅 明 渡 し 請 求 書

高松市市営住宅条例第 条第 項の規定により（市営住宅の入居の許可を取り消し）、次のとおり市営住宅の明渡しを請求します。

年 月 日

高松市長

明 渡 し 住 宅	市営住宅 団地 号
明 渡 し 期 限	年 月 日
明 渡 し 請 求 の 理 由	
徴 収 す る 金 銭	

様式第37号（第29条関係）

年 月 日

(宛先) 高松市長

市営住宅 団地 号  
入居者 ㊟  
電話番号

市 営 住 宅 明 渡 し 届

次のとおり市営住宅を明け渡したいので、届けます。

明渡し予定日	年 月 日		
転 出 先		電話番号	
使 用 料	年 月 日 完納		
	(未完納の場合) 年 月 日 完納予定		
住 宅 を 変 更 している場合	1 原形に復している。		
	2 原形に復していない。 理由		

様式第38号 (第32条関係)

年 月 日

(宛先) 高松市長

申請者 所在地  
名 称  
代表者  
電話番号

㊟

市 営 住 宅 使 用 許 可 申 請 書

次のとおり市営住宅を使用したいので、許可されるよう申請します。

団地名等	市営住宅 団地 号
使用期間	
使用目的	
使用方法	
使用を必要とする理由	
社会福祉事業等の概要	

添付書類 (1) 法人の登記事項証明書

(2) 法人の事業実績報告書

様式第39号 (第32条関係)



所在地  
名 称  
代表者 様

市 営 住 宅 使 用 許 可 書

年 月 日付で申請のあった市営住宅の使用については、次のとおり許可します。

年 月 日

高松市長

使用開始日	年 月 日
市営住宅の名称	市営住宅 団地 号
使用料	月 額 円
許可条件	1 高松市市営住宅条例及び高松市市営住宅条例施行規則を固く守ること。 2 年 月 日までに使用しないときは、使用の許可を取り消します。

様式第40号（第32条関係）

高 第 号  
年 月 日

所在地  
名 称  
代表者 様

市営住宅使用不許可通知書

年 月 日付けで申請のあった市営住宅の使用については、次の理由により、許可できません。

理由

様式第41号（第33条関係）

年 月 日

(宛先) 高松市長

所在地

名 称

代表者

印

電話番号

市 営 住 宅 使 用 状 況 報 告 書

1 市営住宅の名称 市営住宅 団地 号

2 入居者の状況

氏 名	生年月日	勤務先等	年 間 所 得 金 額		入居日	退居日
			給与所得	他の所得		
使用内容						

様式第42号 (第34条関係)

年 月 日

(宛先) 高松市長

所在地  
名 称  
代表者 ⑩  
電話番号

市営住宅使用許可申請内容変更報告書

年 月 日付けで市営住宅の使用許可の申請をした内容に変更が生じたので、報告します。

変 更 前	変 更 後

様式第43号 (第35条関係)

高松市命令 第 号

所在地  
名 称  
代表者 様

市営住宅使用許可取消通知書

年 月 日付け高松市指令 第 号により許可した市営住宅の使用については、次の理由により、当該使用の許可を取り消します。

年 月 日

高松市長

理由

様式第44号（第36条関係）

年 月 日

(宛先) 高松市長

市営住宅 団地 号  
申込者 印  
電話番号

市営住宅駐車場使用許可申込書

市営住宅駐車場を使用したいので、許可されるよう申し込みます。

自	登録番号又は車輛番号	
	車 名	
動	車 輛 の 型 式	
	車 台 番 号	
車	所 有 者 名	
	使 用 者 名	

注

- 1 自動車検査証の写しを添付してください。
- 2 記名押印に代えて署名することができます。

様式第45号 (第37条関係)

(表)

高松指令 第 号

市営住宅 団地 号  
申込者 様  
電話番号

市営住宅駐車場使用許可書

年 月 日付けで申込みのあった市営住宅駐車場の使用については、裏面記載の条件を付して、次のとおり許可します。

年 月 日

高松市長

駐 車 区 画 番 号	市営住宅	団地駐車場第	号
使 用 開 始 日	年 月 日		
自 動 車	登録番号又は車輛番号		
	車 名		
	車 輛 の 型 式		
	車 台 番 号		
	所 有 者 名		
	使 用 者 名		
駐 車 場 使 用 料	円		

(裏)

許 可 条 件

1 禁止行為

使用者は、次に掲げる行為をしてはなりません。

- (1) 使用許可を受けた自動車以外の自動車を駐車すること。
- (2) 駐車区画を第三者に転貸し、又はその使用权を他の者に譲渡すること。
- (3) 駐車場内に発火、引火若しくは爆発のおそれのある物品又は他の者の駐車を支障となる物品を持ち込むこと。
- (4) 駐車区画の現状を変更し、又はこれに工作物等を設置すること。
- (5) 駐車区画を自動車の駐車以外の用途に変更すること。
- (6) 自動車としての機能の一部又は全部を失った状態にあるものを駐車すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障を及ぼす行為をすること。

2 使用許可の取消し等

使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、駐車場の使用許可を取り消し、その明渡しを命じます。

- (1) 不正な行為により使用許可を受けたとき。
- (2) 市営住宅の使用料又は駐車場の使用料を3か月以上滞納したとき。
- (3) 正当な理由によらないで、15日以上駐車場を使用しないとき。
- (4) 駐車場又はこれに附帯する設備を故意に損傷したとき。
- (5) 高松市市営住宅条例第56条に規定する使用者の資格要件に該当しなくなったとき。
- (6) 前項に掲げる禁止行為を行ったとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が駐車場の管理上必要があると認めるとき。

3 市長の免責

市長は、駐車場内における自動車等の盗難又は損傷、人身事故等が発生したことにより使用者又は第三者が損害を被ることがあっても、その賠償の責めを負いません。

4 使用自動車の変更

市営住宅駐車場を使用する許可を受けた自動車を変更するときは、必ず市長に申し出てください。

様式第46号（第39条関係）



高松市命令 第 号

市営住宅 団地 号  
使用者 様

市営住宅駐車場明渡し請求書

高松市市営住宅条例第59条の規定により市営住宅駐車場の使用の許可を取り消し、次のとおり市営住宅駐車場の明渡しを請求します。

年 月 日

高松市長

駐車区画番号	市営住宅 団地駐車場第 号
明渡し期限	年 月 日
明渡し請求の理由	

様式第47号（第40条関係）

年 月 日

(宛先) 高松市長

市営住宅 団地 号  
申請者

自動車保管場所使用承諾証明書交付申請書

自動車の保管場所として使用承諾したことを証明してほしいので、次のとおり申請します。

保管場所の位置	市営住宅 団地駐車場第 号
使用者の氏名	
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで

添付書類：市営住宅駐車場使用許可書の写し

様式第48号（第41条関係）

(表)

No.
住宅監理員証
氏 名
年 月 日 生
上の者は、住宅監理員であることを証明する。
年 月 日
高 松 市 長

(裏)

1 この証は、市営住宅の管理に関する調査のため質問し、又は検査を行う場合には必ず携帯しなければならない。
2 この証は、関係人の請求があれば、これを提示しなければならない。
3 この証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。